

上越市情報公開・個人情報保護制度等審議会

会長 太森康正様

上越市長 村山秀幸

上越市個人情報保護条例の規定に基づく報告について

上越市個人情報保護条例の規定に基づき、下記の業務の登録について報告します。

記

- 1 文書等の保存、閲覧等に関する業務（総務管理課）【業務登録廃止】
- 2 ソーシャルメディアを活用した体力・健康づくりに関する情報発信に関する業務
 - (1) ソーシャルメディアを活用した体力・健康づくりに関する情報発信業務（スポーツ推進課）【業務登録】
 - (2) ソーシャルメディアを活用した体力・健康づくりに関する情報発信業務（スポーツ推進課）【外部提供登録】
- 3 個人住民税賦課業務（税務課）【目的外利用登録】
- 4 介護保険介護者リフレッシュ業務（高齢者支援課）【業務登録廃止】
- 5 指定管理者の指定に関する施設 安塚雪だるま高原（施設経営管理室）【指定管理者登録変更】
- 6 指定管理者の指定に関する施設 大池いこいの森ビジターセンター（農村振興課）【指定管理者登録廃止】
- 7 下水道事業公営企業会計システム構築に関する業務
 - (1) 下水道事業公営企業会計システム構築業務（生活排水対策課）【業務登録廃止】

(2) 下水道事業公営企業会計システム構築業務（生活排水対策課）【業務委託登録廃止】

(3) 財務会計業務（会計課）【目的外利用登録廃止】

8 補助金等の支給業務（共通）（上越市宿泊事業者応援緊急対策事業）（観光交流推進課）
【業務委託登録】

9 新型コロナウイルス感染症対策に係る総合支援に関する業務

(1) 新型コロナウイルス感染症対策に係る総合支援業務（共通）【業務登録】

(2) 個人住民税賦課業務（税務課）【目的外利用登録】他1件

10 特別定額給付金給付に関する業務

(1) 特別定額給付金給付業務（共通）【業務登録】

(2) 障害福祉サービス等に関する業務（福祉課）【目的外利用登録】ほか3件

個人情報業務登録の廃止（報告）

課 名 総務管理課

<p>廃止する業務の名称</p>	<p>文書等の保存、閲覧等に関する業務</p>
<p>廃止年月日</p>	<p>令和2年7月9日</p>
<p>廃止する理由</p>	<p>総務管理課公文書センターに関する個人情報収集業務登録を精査したところ、本業務は「歴史公文書保存活用業務」と重複するため、2つの業務を統合することとし、「歴史公文書保存活用業務」の内容を変更するとともにし、本業務を廃止する。</p>

Table 1. Summary of the study

Study	Design	Sample	Intervention	Outcome
1	Randomized controlled trial	100
2
3
4
5
6
7
8
9
10

個人情報業務登録票（報告）

課 名 スポーツ推進課

業務の名称	ソーシャルメディアを活用した体力・健康づくりに関する情報発信業務
収集の目的	ソーシャルメディアを活用し体力・健康づくりに関する情報を発信することで、市民に体力づくり及び健康づくりを促すため (根拠法令：)
収集する個人情報項目	氏名、住所、年齢、容姿
収集の時期	<input type="checkbox"/> 定期 <input checked="" type="checkbox"/> 随時
収集の方法	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人以外 <input type="checkbox"/> 法令等（根拠条項：) <input type="checkbox"/> 本人同意 <input type="checkbox"/> 出版、報道等 () <input type="checkbox"/> 緊急 <input type="checkbox"/> その他 ()
保管の方法	<input checked="" type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 帳票 <input type="checkbox"/> 図画 <input type="checkbox"/> 磁気テープ <input type="checkbox"/> マイクロフィルム <input checked="" type="checkbox"/> 庁内LAN上のファイルサーバーの磁気ディスク <input checked="" type="checkbox"/> その他 (映像)
記録されている文書等の保存期間	<input type="checkbox"/> 1年 <input type="checkbox"/> 3年 <input checked="" type="checkbox"/> 5年 <input type="checkbox"/> 10年 <input type="checkbox"/> 長期 <input type="checkbox"/> その他 ()

【ソーシャルメディアを活用した体力・健康づくりに関する情報発信業務の業務登録及び外部提供登録について】

新型コロナウイルスの感染症拡大防止のため、新しい生活様式を日常生活に取り入れることが提言されている中、市民の体力・健康づくりを促すために、市民が参加する体操等の動画や写真をソーシャルメディアで発信することから、必要な業務登録及び外部提供登録をするもの

ソーシャルメディアを活用した体力・健康づくりに関する情報発信業務について

1 業務の名称 ソーシャルメディアを活用した体力・健康づくりに関する情報発信業務

2 業務の概要

(1) 実施目的

新型コロナウイルスの感染症拡大防止のため、新しい生活様式を日常生活に取り入れることが提言されている中、市民が参加する体操等の動画や写真をソーシャルメディアで発信することで、市民に体力・健康づくりを促すため

(2) 業務内容

市民の体力・健康づくりに資する動画や写真、文章をソーシャルメディアに掲載し紹介する

3 収集する個人情報の項目

氏名、住所、年齢、容姿

4 収集の方法

本人又は親権者から収集する。

5 収集開始日

令和2年6月10日

6 報告の理由

新型コロナウイルスの感染症拡大防止に取り組む中、いち早く自宅でも行える運動を市ホームページのほかソーシャルメディアを通じて、市民に提供し、市民の健康増進を促す必要があったことから報告となったもの

目的外利用
 保有個人情報 登録票（報告）
外部提供

課 名 スポーツ推進課

業務の名称	ソーシャルメディアを活用した体力・健康づくりに関する情報発信	
利用又は提供する目的	ソーシャルメディアを活用し体力・健康づくりに関する情報を発信することで、市民に体力づくり及び健康づくりを促すため (根拠法令：)	
利用又は提供する保有個人情報項目	氏名、年齢、容姿	
利用又は提供する方法	<input checked="" type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 文書による通知、複写 <input checked="" type="checkbox"/> コンピュータ処理等 <input type="checkbox"/> その他 ()	
利用又は提供する相手先	名称	市民等
	業務の名称	—
利用又は提供する期間	随時	

ソーシャルメディアを活用した体力・健康づくりに関する情報発信業務の外部提供について

- 1 業務の名称 ソーシャルメディアを活用した体力・健康づくりに関する情報発信業務
- 2 業務の概要
 - (1) 実施目的
新型コロナウイルスの感染症拡大防止のため、新しい生活様式を日常生活に取り入れることが提言されている中、市民が参加する体操等の動画や写真をソーシャルメディアで発信することで、市民に体力・健康づくりを促すため
 - (2) 業務内容
市民の体力・健康づくりに資する動画や写真、文章をソーシャルメディアに掲載し紹介する。
- 3 利用又は提供する個人情報の項目
氏名、年齢、容姿
- 4 利用又は提供できる理由
親権者及び本人の同意があるため
- 5 利用又は提供する方法
市ホームページ、スポーツ推進課YouTubeアカウントによる閲覧、庁内LAN上のファイルサーバーの磁気ディスク、スポーツ推進課所有USBによる管理
- 6 利用又は提供する相手先の業務の概要について
 - (1) 業務の名称
市民等
- 7 利用期日又は提供開始日
随時
- 8 報告の理由
新型コロナウイルスの感染症拡大防止に取り組む中、いち早く自宅でも行える運動を市ホームページのほかソーシャルメディアを通じて、市民に提供し、市民の健康増進を促す必要があったことから報告となったもの

【個人住民税賦課業務の目的外利用登録変更について】

台風19号により被害を受けた市民のうち後期高齢者医療対象者に対し、迅速に減免等の手続きを行うため本人の同意を得て目的外利用をしたことから今回報告するもの

個人住民税賦課業務の目的外利用について

1 業務の名称 個人住民税賦課業務

2 変更箇所

変更箇所	変更前	変更後
利用又は提供する保有個人情報 の 項目	氏名、性別、住所、生年月日、電話番号、続柄、職歴、勤務先、婚姻、収入情報、土地情報、建物情報、賦課情報、生活保護情報	氏名、性別、住所、生年月日、電話番号、続柄、職歴、勤務先、婚姻、収入情報、土地情報、建物情報、賦課情報、生活保護情報、被害情報

3 変更理由

台風19号により被害を受けた市民のうち後期高齢者医療対象者に対し、迅速に減免等の手続きを行うため

4 変更期日

令和元年10月21日

2 業務の概要

(1) 実施目的

個人住民税を賦課するため

(2) 業務内容

個人住民税の賦課

6 報告の理由

台風で被害を受けた人に対し迅速に対応するため、本人の同意を得て行ったもの

個人情報業務登録の廃止（報告）

課 名 高齢者支援課

<p>廃止する業務の名称</p>	<p>介護保険介護者リフレッシュ業務</p>
<p>廃止年月日</p>	<p>令和2年3月31日</p>
<p>廃止する理由</p>	<p>「在宅介護者リフレッシュ事業」は、平成25年度まで地域支援事業の任意事業として実施していたが、平成27年度の介護保険制度の改正に伴い、「地域支え合い事業」へ取組みを移行した。 令和2年3月31日に文書保存期間が終了したため登録を廃止するもの</p>

資產負債表

資產	負債及權益
<p>現金及約當現金</p>	<p>短期借款</p>
<p>應收帳款</p>	<p>應付帳款</p>
<p>其他應收帳款</p>	<p>其他應付帳款</p>
<p>不動產、廠房及設備</p>	<p>資本公積金</p>
<p>其他資產</p>	<p>未分配盈餘</p>

指定管理者個人情報取扱業務（変更）（報告）

課 名 施設経営管理室

指定管理者が管理を行う施設の名称	安塚雪だるま高原
指定管理者の名称	株式会社スマイルリゾート
指 定 す る 期 間	令和2年7月1日から令和4年3月31日まで
取り扱う個人情報の項目	氏名、住所、電話番号、メールアドレス、加入団体、利用内容など利用承認申請書、制限行為許可申請書、利用料金減免申請書及び承認等に係る決定通知書にある情報
個人情報の収集方法	本人
個人情報保護に係る指定条件	<p>管理運営業務仕様書で指定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人情報の保護を徹底すること。 ・ 事故等の報告義務 ・ 業務上知り得た個人情報については、上越市個人情報保護条例により適正な取扱いをしなければならない。 ・ 個人情報の漏洩の防止 ・ 目的外利用の禁止や第三者への提供禁止 ・ 提供資料の返還義務など ・ 業務の再委託の禁止 ・ 指示違反等の場合の指定取消しや業務一部停止 ・ 個人情報の管理についての調査に応ずる義務など

【指定管理者個人情報取扱業務登録の変更について】

指定管理者制度を導入している安塚雪だるま高原の業務登録に関し、前指定管理者の辞退に伴い、7月1日に新たな指定管理者の指定が行われたため、指定管理者個人情報取扱業務の変更を行うもの

指定管理者個人情報取扱業務の変更について

1 指定管理者が管理を行う施設の名称

安塚雪だるま高原

2 変更箇所

変更箇所	変更前	変更後
指定管理者の名称	<u>株式会社キューピットバレイ</u>	<u>株式会社スマイルリゾート</u>
指定する期間	<u>平成31年4月1日～平成34年3月31日まで</u>	<u>令和2年7月1日～令和4年3月31日まで</u>

3 変更理由

前指定管理者の辞退に伴い、新たな指定管理者を指定したため

4 変更期日

令和2年7月1日

5 業務の概要

(1) 実施目的

安塚雪だるま高原の適正管理と効果的な運営を行うため、指定管理者制度を導入する。

(2) 業務内容

安塚雪だるま高原の施設管理・運営

6 報告の理由

指定管理者の名称及び指定する期間のみの変更であるため

前指定管理者が辞退に伴い、早期に次の指定を行う必要があったことから、指定後の報告となったもの。

指定管理者個人情報取扱業務登録の廃止（報告）

課 名 農村振興課

施設の名称	大池いこいの森ビジターセンター
指定管理者の名称	特定非営利活動法人くびき里やま学校
個人情報の項目	氏名、住所、電話番号、メールアドレス、加入団体、利用内容など 利用承認申請書、制限行為許可申請書、利用料金減免申請書及び承認等に係る決定通知書にある情報
廃止年月日	令和2年3月31日
廃止する理由	大池いこいの森ビジターセンターの供用を廃止するため
個人情報の回収 ・廃棄方法	市の文書保存期間基準に基づき適正に保管し、保存期間満了後、適切に廃棄する。

<p>1. 姓名</p>	<p>2. 性别</p>
<p>3. 年龄</p>	<p>4. 籍贯</p>
<p>5. 职业</p> <p>6. 文化程度</p> <p>7. 婚姻状况</p> <p>8. 政治面貌</p> <p>9. 宗教信仰</p> <p>10. 其他</p>	<p>11. 备注</p>

個人情報業務登録の廃止（報告）

課 名 生活排水対策課

<p>廃止する業務の名称</p>	<p>下水道事業公営企業会計システム構築業務</p>
<p>廃止年月日</p>	<p>令和2年3月31日</p>
<p>廃止する理由</p>	<p>財務会計システムに登録されている債権者情報を下水道事業公営企業会計システムにデータを移行する作業が完了し、令和2年4月1日から下水道事業公営企業会計システムの運用が開始したことから、廃止するもの</p>

個人情報取扱業務委託登録の廃止（報告）

課 名 生活排水対策課

業務の名称	下水道事業公営企業会計システム構築業務
委託の相手先の名称	三谷コンピュータ株式会社
廃止年月日	令和2年3月31日
廃止する理由	<p>財務会計システムに登録されている債権者情報を下水道事業公営企業会計システムにデータを移行する作業が完了し、令和2年4月1日から下水道事業公営企業会計システムの運用が開始したことから、廃止するもの</p>
個人情報の回収 ・廃棄方法	<p>本業務で取得した個人情報は下水道事業公営企業会計システムに登録し円滑な会計業務の用に供する。システム構築時に受託者が使用した個人情報データは作業完了とともに削除したことを確認した。</p>

目的外利用
 個人情報 登録の廃止（報告）
 外部提供

課 名 会計課

業務の名称	財務会計業務	
利用又は提供した 相手先	名 称	生活排水対策課
	業務の名称	下水道事業公営企業会計システム構築業務
廃止年月日	令和2年3月31日	
廃止する理由	財務会計システムに登録されている債権者情報を下水道事業公営企業会計システムにデータを移行する作業が完了し、令和2年4月1日から下水道事業公営企業会計システムの運用が開始したことから、廃止するもの	
利用又は提供した 情報の回収・廃棄 方法	提供した債権者情報は、下水道事業公営企業システムにデータを移行したため、回収・廃棄は行わない。	

中華民國九十二年一月一日

<p>中華民國九十二年一月一日</p>	<p>中華民國九十二年一月一日</p>
<p>中華民國九十二年一月一日</p>	<p>中華民國九十二年一月一日</p>
<p>中華民國九十二年一月一日</p>	<p>中華民國九十二年一月一日</p>
<p>中華民國九十二年一月一日</p>	<p>中華民國九十二年一月一日</p>
<p>中華民國九十二年一月一日</p>	<p>中華民國九十二年一月一日</p>
<p>中華民國九十二年一月一日</p>	<p>中華民國九十二年一月一日</p>
<p>中華民國九十二年一月一日</p>	<p>中華民國九十二年一月一日</p>

個人情報取扱業務委託登録票（報告）

課 名 観光交流推進課

委託する業務の名称	補助金等の支給業務（共通）（上越市宿泊事業者応援緊急対策事業）
委託する相手先	上越観光コンベンション協会
委託する理由	新型コロナウイルス感染症の影響により、利用が著しく減少している宿泊事業者に対し、宿泊需要の喚起及び宿の利用促進を目的とした緊急措置としての給付事業を迅速に実施するため
委託する期間	令和2年6月3日から令和3年3月31日まで
取り扱う個人情報の項目	氏名、住所、実績報告書にある情報
個人情報の提供方法	文書の交付
個人情報保護に係る委託条件	個人情報の漏洩の防止、再委託の禁止又は制限に関する事項、目的外の使用及び第三者への提供の禁止に関する事項、事故発生時における報告義務に関する事項、情報の搬送及び保管に関する事項、契約違反した場合における契約解除等の措置及び損害賠償に関する事項など

【補助金等の支給業務（共通）上越市宿泊事業者応援緊急対策事業の業務委託登録について】

新型コロナウイルス感染症の影響により、利用が著しく減少している宿泊事業者に対して実施する補助金の受付、審査等の業務を上越コンベンション協会に委託することから、業務委託登録をするもの

補助金等の支給業務（共通）（上越市宿泊事業者応援緊急対策事業）の概要について

1 業務の名称

補助金等の支給業務（共通）（上越市宿泊事業者応援緊急対策事業）

2 業務の概要

(1) 実施目的

新型コロナウイルス感染症の影響により、利用が著しく減少している宿泊事業者が事業継続できるよう、事業者が販売する宿泊料金の割引に対する支援を行う。

(2) 業務内容

申請事業者の募集（周知、説明）、申請及び実績報告等の受付業務、情報発信業務、関係機関及び団体との連絡調整業務、宿泊施設データ整理等に関する業務

3 取り扱う個人情報の項目

氏名、住所、実績報告書にある情報

4 委託する期間

令和2年6月3日から令和3年3月31日まで

5 個人情報の提供方法

文書の交付

6 報告の理由

新型コロナウイルス感染症の影響で利用が著しく減少している市内宿泊事業者に対し、早急に支援を行う必要があり、審議会への諮問及び答申を経る時間的余裕がなかったもの

個人情報業務登録票（報告）

課 名 共通

業務の名称	新型コロナウイルス感染症対策に係る総合支援業務
収集の目的	新型コロナウイルス感染症対策に係る支援業務を適切に実施するため (根拠法令：)
収集する個人情報情報の項目	氏名、性別、住所、生年月日、電話番号、メールアドレス、印影、続柄、人的関係、婚姻、死亡、学校名、学歴、職種、勤務先、収入情報、金融機関情報、賦課情報、生活保護情報、年金情報、家族構成、DV被害状況、虐待状況、入所措置情報、養育費、児童手当情報、児童扶養手当情報、監護の有無、児童福祉施設等の入所状況、暴力団情報など給付金等の交付申請書、決定通知書及び実績報告書にある情報、本人確認情報
収集の時期	<input type="checkbox"/> 定期 <input checked="" type="checkbox"/> 随時
収集の方法	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 本人以外 <input type="checkbox"/> 法令等（根拠条項：) <input checked="" type="checkbox"/> 本人同意 <input type="checkbox"/> 出版、報道等 () <input type="checkbox"/> 緊急 <input checked="" type="checkbox"/> その他（税務課、市民課）
保管の方法	<input checked="" type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 帳票 <input type="checkbox"/> 図画 <input type="checkbox"/> 磁気テープ <input type="checkbox"/> マイクロフィルム <input checked="" type="checkbox"/> 庁内LAN上のファイルサーバーの磁気ディスク <input checked="" type="checkbox"/> その他（総合福祉システム）
記録されている文書等の保存期間	<input type="checkbox"/> 1年 <input type="checkbox"/> 3年 <input checked="" type="checkbox"/> 5年 <input type="checkbox"/> 10年 <input type="checkbox"/> 長期 <input type="checkbox"/> その他 ()

【新型コロナウイルス感染症対策に係る総合支援業務の業務登録並びに個人住民税賦課業務及び児童扶養手当業務の目的外利用登録について】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により影響を受ける市内事業者、大学生等、子育て世帯及びひとり親家庭等への緊急経済対策の一環として実施する給付金の申請受付、審査、支給等の生活支援に関する業務に必要な個人情報の業務登録及び目的外利用登録を行うもの

新型コロナウイルス感染症対策に係る総合支援業務の概要について

1 業務の名称 新型コロナウイルス感染症対策に係る総合支援業務

2 業務の概要

(1) 実施目的

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により影響を受ける市内事業者、大学生等、子育て世帯及びひとり親家庭等への緊急経済対策の一環として、市が実施する給付金の支給及び生活支援を実施する。

(2) 業務内容

新型コロナウイルス感染症に対応した市民の生活支援のため給付金を支給する業務
(子育て世帯への臨時特例給付金、ひとり親家庭等支援給付金及び学業継続支援給付金)

3 収集する個人情報の項目

氏名、性別、住所、生年月日、電話番号、メールアドレス、印影、続柄、人的関係、婚姻、死亡、学校名、学歴、職種、勤務先、収入情報、金融機関情報、賦課情報、生活保護情報、年金情報、家族構成、DV被害状況、入所措置情報、養育費、児童手当情報、児童扶養手当情報、監護の有無、児童福祉施設等の入所状況、暴力団情報など給付金の交付申請書、決定通知書及び実績報告書にある情報、本人確認情報

4 収集の方法

本人、本人同意、税務課、市民課

5 収集開始日

令和2年4月16日

6 報告の理由

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、大学生等及び子育て世帯等に早期に給付金を交付することなど市民の生活を支える施策を行う必要があったため、審議会への諮問及び答申を経る時間的余裕がなかったもの

【目的外利用】

保有個人情報 登録票（報告）
外部提供

課 名 業務の名称欄に記載

業務の名称	① 個人住民税賦課業務（税務課）	② 児童扶養手当業務（こども課）
利用又は提供 する目的	新型コロナウイルス感染症の感染拡大により影響を受ける市内事業者、大学生等、子育て世帯及びひとり親家庭等への緊急経済対策の一環として実施する給付金の申請受付、審査、支給等の生活支援に関する業務を円滑に進めるため	
利用又は提供 する保有個人 情報の項目	氏名、性別、住所、生年月日、賦課 情報	氏名、性別、住所、生年月日、DV 被害状況、虐待状況
利用又は提供 する方法	<input checked="" type="checkbox"/> 閲覧 <input checked="" type="checkbox"/> 文書による通知、複写 <input checked="" type="checkbox"/> コンピュータ処理等 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
利用又は提供 する相手先	名称	共通
	業務の名称	新型コロナウイルス感染症対策に係る総合支援業務
利用又は提供 する期間	令和2年4月16日から業務終了まで	

個人住民税付加業務及び児童扶養手当業務の目的外利用登録について

1 業務の名称	① 個人住民税賦課業務（税務課）	② 児童扶養手当業務（こども課）
2 業務の概要	<p>(1) 実施目的 所得額、世帯状況など個人住民税の賦課に必要な情報を基に、当該年度における個人住民税の額を決定し、賦課するため</p> <p>(2) 業務内容 所得額、世帯状況など個人住民税の賦課に必要な情報を基に、当該年度における個人住民税の額を決定し、賦課する。</p>	<p>(1) 実施目的 児童扶養手当認定請求書及び各種届出を審査するため</p> <p>(2) 業務内容 ひとり親家庭などの児童が健やかに育つよう、生活の安定と自立の促進を図るために児童扶養手当を支給する。</p>
3 利用又は提供する個人情報項目	氏名、性別、住所、生年月日、賦課情報	氏名、性別、住所、生年月日、DV被害状況、虐待状況
4 利用又は提供できる理由	本人同意又は新型コロナウイルス感染症対策に係る総合支援業務を適切に実施するに当たり公益上の必要があるため	
5 利用又は提供する方法	閲覧、文書による通知、複写、コンピュータ処理等	
6 利用又は提供する相手先の業務の概要	<p>(1) 業務の名称 新型コロナウイルス感染症対策に係る総合支援業務</p> <p>(2) 業務の概要 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により影響を受ける市内事業者、大学生等、子育て世帯及びひとり親家庭等への緊急経済対策の一環として実施する給付金の申請受付、審査、支給等の生活支援を行う。</p>	
7 利用期日又は提供開始日	令和2年4月16日	
8 報告の理由	新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、緊急やむを得ず早急な対応をする必要があったため、審議会への諮問及び答申を経る時間的余裕がなかったもの	

保険・年金関係

8 国民健康保険税の減免(市) 全額または一部を減免

納期限が令和2年2月1日から令和3年3月31日までの保険税を対象に①全額または②一部減免します。
▶対象…①新型コロナウイルス感染症により主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った世帯 ②主たる生計維持者の事業収入などが令和元年に比べて30%以上減少するなど要件に該当する世帯 なお、75歳以上の人が加入する後期高齢者医療制度においても同様の内容で減免します ▶申請・問合せ…国保年金課(☎025-526-5111、内線1140、1138)へ

9 介護保険料の減免、徴収猶予(市) 全額または一部を減免、最大6カ月徴収猶予

○減免=納期限が令和2年2月1日から令和3年3月31日までの保険料を対象に①全額または②一部減免します。
▶対象…①新型コロナウイルス感染症により生計中心者が死亡、または重篤な傷病を負った世帯の人 ②生計中心者の事業収入などが令和元年に比べて30%以上減少するなど要件に該当する世帯の人 ○徴収猶予=保険料を最大6カ月徴収猶予します。▶対象…公的機関が実施する融資制度及び貸付事業を利用している人など ▶申請・問合せ…高齢者支援課(☎025-526-5111、内線1671、1672)へ

名称(実施)	内容	申請・問合せ
10 国民年金保険料の免除、納付猶予(国)	本人申告の所得見込額を用いた簡易な手続きにより、全額または一部免除、納付猶予の申請が可能です。 ▶対象…令和2年2月以降に、収入が減少し、当年度の所得見込が規定の基準に該当する人(ただし、納付猶予は50歳未満の方に限ります)	国保年金課(☎025-526-5111、内線1144、1143)または各総合事務所、上越年金事務所(☎025-524-4112)へ
11 国民年金保険料学生納付特別(国)	本人申告の所得見込額を用いた簡易な手続きにより、申請が可能です。▶対象…令和2年2月以降に、収入が減少し、当年度の所得見込が規定の基準に該当する学生	同上

学生向けの支援

12 学業継続支援給付金(市)

1 学生1人あたり5万円を給付
アルバイトなどの収入が減少した学生に学費や生活費の一部を給付します。▶対象…次のすべてに当てはまる人 ①大学、短期大学、高等専門学校、専修学校、大学院のいずれかに在籍する学生 ②奨学金の給付または貸付を受けている(申請手続き中も含む)人 ③上越市に住居登録している人または保護者の住民登録が上越市にある上越市出身の人 ▶申請・問合せ…令和2年12月15日◎(消印有効)までに福祉課(☎025-526-5111、内線1696)へ

13 就学援助制度(市)

経済的な理由によりお困りの小・中学生の保護者に対し、学用品費などを援助します。▶対象…原則、前年所得額により判定を行います。新型コロナウイルス感染症の影響やその他の事情による家計急変でお困りの場合はご相談ください ▶申請・問合せ…学校教育課(☎025-545-9244)へ

14 上越市奨学金(市) 奨学金の貸付

○新規受付=経済的な理由で修学が困難な学生に奨学金の貸付を行います(高等学校などは月額15,000円、大学・専修学校などは月額40,000円)。▶募集期間…令和3年3月まで ▶対象…上越市に所得制限を満たす保護者等が居住し、成績評定が一定以上の人 ○前倒し交付=最長で令和2年7月から令和3年3月分の奨学金を前倒して交付します。▶対象…奨学金貸付者 ○返還猶予=前年同期と比べ概ね20%以上収入の減少があった場合に最長で令和3年3月まで返還を猶予します。▶対象…奨学金返還者 ▶申請・問合せ…学校教育課(☎025-545-9244)へ

15 上越学生寮奨学金(市)

○前倒し交付…最長で令和2年7月から令和3年3月分の奨学金を前倒して交付します。▶対象…奨学金貸付者 ○返還猶予…前年同期と比べ概ね20%以上収入の減少があった場合に最長で令和3年3月まで返還を猶予します。▶対象…奨学金返還者 ▶申請・問合せ…教育総務課(☎025-545-9243)へ

16 上越市定住促進奨学金の返還猶予(市)

前年同期と比べ概ね20%以上収入の減少があった場合に最長で令和3年3月まで返還を猶予します。▶対象…奨学金返還者 ▶申請・問合せ…企画政策課(☎025-526-5111、内線1835)へ

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた方を支える支援の概要を紹介します。今後、制度が変更される場合もありますので、詳しい内容や最新情報は市ホームページなどをご覧ください。



経済対策・生活支援に関するお知らせ

新型コロナウイルス感染症対策

生活支援

SUPPORT

個人・世帯への支援

生活のための支援

1 特別定額給付金(国・市) 1人あたり10万円を給付

世帯主宛てに郵送した申請書を提出するか、インターネットサイト「マイナポータル」から申請してください。▶対象…令和2年4月27日に市の住民基本台帳に登録されている人 ▶申請・問合せ…令和2年8月14日◎までに総務管理課特別定額給付金事務室(☎025-526-5111)へ

2 緊急小口資金

10万円以内の一時的な生活資金貸付
貸付上限額10万円以内(特例に該当する場合20万円以内)を無利子で貸付します。▶対象…休業などにより収入が減少し、生計維持のための貸付を必要とする世帯 ▶問合せ…上越市社会福祉協議会(☎025-526-1515)または新潟県労働金庫本店(☎0120-480-975)

4 住居確保給付金(市)

家賃の一部又は全部を給付
世帯人数と世帯収入により32,000~50,000円を給付します。支給期間は原則3カ月間(最長9カ月間)です。▶対象…離職・廃業、休業などにより収入が減少し、アパートなど家賃の支払いにお困りの人 ▶問合せ…福祉課(☎025-526-5111、内線1679)

5 傷病手当金の支給(市)

感染・感染の疑いの人に支給
上越市国民健康保険の被保険者に傷病手当金を支給します。▶対象期間…令和2年1月1日から9月30日までの間で働くことができない期間 ▶対象…給与などの支払いを受けている人で新型コロナウイルスの感染などにより3日間を超えて働くことができず、その間に対する給与などの支払いを受けられない人。なお、75歳以上の人が加入する後期高齢者医療制度においても同様の内容で支給します ▶申請・問合せ…国保年金課(☎025-526-5111、内線1661、1138)へ

3 総合支援資金

月15~20万円以内の生活資金貸付
貸付上限額月20万円以内(2人以上世帯)または月15万円以内(単身世帯)を無利子で貸付します。▶対象…失業などにより日常生活の維持が困難となっている世帯 ▶問合せ…上越市社会福祉協議会(☎025-526-1515)

7 カラダ、水道、下水道等

6 納税猶予の特例制度(市)

個人・世帯、事業者共通の支援

保護者の休暇取得支援

10 小学校休業対応助成金 (国) 有給休暇取得に係る費用を助成

休校となった小学校等に通う子どもの保護者である労働者が有給休暇を取得した際に、事業者が払った賃金相当額を助成します(上限15,000円/日)。※雇用保険、労働者災害補償保険事業主に該当しない暫定任意適用事業所の農林漁業経営体は9月16日⑩までに北陸農政局新潟県拠点(☎025-228-5211)から証明書を取得してください。▶対象…中小企業、個人事業主、農林漁業経営体 ▶申請・問合せ…9月30日⑩までに学校等休業助成金・支援金受付センター(☎0120-60-3999)へ

感染症対策を支援

11 上越市店舗等改装促進事業補助金 (新型コロナウイルス対応型) (市) 改装工事費を補助

新型コロナウイルスの感染予防を目的に、店舗の衛生環境の整備、換気の向上および密集や接触の回避に資する工事費を補助します(上限額20万円)。▶対象…小売業、飲食業、宿泊業、生活関連サービス業、娯楽業で、申請時点で店舗を使用し現に営む事業者 ▶申請・問合せ…7月17日⑩までに産業政策課商業・中心市街地活性化推進室(☎025-526-5111、内線1826)へ

12 新型コロナウイルス対策 プレミアム付商品券発行事業補助金 商品券発行事業に要する経費を補助 (市)

商工団体などが発行するプレミアム付商品券に対して30%を上限とした上乗せ分を補助します。▶補助金額…プレミアム分相当額を参加店舗数に応じて250万円から1,250万円、事務費として上限100万円 ▶対象…商工団体など ▶申請・問合せ…7月31日⑩までに産業政策課商業・中心市街地活性化推進室(☎025-526-5111、内線1827)へ

13 固定資産税関係

13 中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税等の軽減措置(国・市)

償却資産と事業用家屋を対象に令和3年度の固定資産税および都市計画税を軽減します。▶軽減措置…全額または半額(売上減少幅による) ▶対象…令和2年2月から10月までの任意の3カ月間の売上が30%以上減少している中小企業者など(申請方法など国から詳細が示されましたらホームページなどでお知らせします。) ▶問合せ…税務課(☎025-526-5111、内線1238) ●なお、この軽減措置と、無担保かつ延滞金なしで1年間の猶予が受けられる「徴収猶予の特例制度」を組み合わせることで、令和2年度分の固定資産税は徴収猶予制度により最長1年間猶予され、令和3年度の課税分は減収割合に応じ全額または半額が軽減されることになり、実質的に令和2年度の負担が軽減されます。税の徴収猶予制度についての詳細は、収納課(☎025-526-5111、内線1233、1688)へ問い合わせてください。

宿泊事業者への支援

14 上越市宿泊事業者応援緊急対策事業補助金 (市) 宿泊料金割引に係る経費を補助

外出自粛などにより、利用が著しく減少している上越市内の宿泊事業者を支援します。▶補助金額…宿泊料金の割引額(最大30%)、上限150万円(宿泊定員に応じて上限額を設定) ▶対象…市内宿泊事業者 ▶申請・問合せ…令和3年2月28日⑩までに上越観光コンベンション協会(☎025-543-2777)へ

15 上越市宿泊事業者プロモーション・プログラム開発事業補助金 (市) 誘客に係る費用を補助

観光客の誘客拡大と地域経済への波及効果を高めることを目的に、市内宿泊事業者などの取り組みを支援します。▶対象経費…プロモーションまたはプログラム開発に係る費用 ▶補助金額…○プロモーション＝費用の2分の1(上限10万円)、○プログラム開発＝費用の4分の3(上限500万円) ▶対象…市内宿泊事業者、市内宿泊事業者の団体 ▶申請・問合せ…令和3年3月15日⑩までに上越観光コンベンション協会(☎025-543-2777)へ

事業者への支援

事業の継続のための支援

1 持続化給付金 (国) 中小企業200万円・個人事業主100万円(最大)

▶対象…令和2年1月以降、売上げが前年同月比で50%以上減少した中小企業、個人事業主 ▶申請・問合せ…令和3年1月15日⑩までに持続化給付金事業コールセンター(☎0120-115-570)へ

2 上越市事業者応援給付金 (市) 一事業者あたり20万円

▶対象…次の全てに該当する事業者 ①国の持続化給付金を受給している ②市内に主たる事業所を有する ③継続して事業を行っている ▶申請・問合せ…令和3年2月26日⑩(消印有効)までに産業政策課(☎025-526-5111、内線1727)へ

3 信用保証協会保証料補助金、利子補給補助金 (市)

新潟県セーフティネット資金(新型コロナウイルス感染症対策特別融資)を利用する際の信用保険料を全額補給、借入利子(1.0%、2年分の利子相当額)を一括補助します(市独自支援として信用保証料、利子を補助します)。▶対象…市内中小企業、個人事業主 ▶申請・問合せ…令和3年4月30日⑩まで(※利子補給補助金の申請期限は融資実行日から30日以内)に産業政策課(☎025-526-5111、内線1267)へ

名称(実施)	内容	申請・問合せ
4 新潟県新型コロナウイルス感染症対応資金	▶貸付内容…上限3,000万円、3年間実質無利子・保証料無し、貸付期間10年以内 ▶対象…新型コロナウイルスの感染拡大による影響で売上高が減少し、セーフティネット4号・5号、危機関連保証の認定を受けた中小企業者など	各金融機関へ
5 新潟県セーフティネット資金(新型コロナウイルス感染症対策特別融資)	▶貸付内容…上限5,000万円、利率1.15~1.75%、貸付期間10年以内(市独自支援として信用保証料、利子を補助します) ▶対象…新型コロナウイルス感染症の影響により、損害が生じているまたは今後の資金繰りなどに支障をきたすおそれのある中小企業者など	各金融機関へ

6 新型コロナウイルス感染症に関する経営相談窓口

窓口	機関名	電話番号
市内	日本政策金融公庫 高田支店 国民生活事業	025-524-2340
	新潟県信用保証協会 上越支店	025-523-7225
	上越商工会議所	025-525-1185
県内	新潟県商工会連合会	025-283-1311

窓口	機関名	電話番号
県内	新潟県中小企業団体中央会	025-267-1100
	新潟県よろず支援拠点	025-246-0058
国内	中小機構 関東本部 企業支援部 企業支援課	03-5470-1620
	経済産業省 関東経済産業局 産業部中小企業課	048-600-0321

雇用維持のための支援

7 雇用調整助成金 休業手当、緊急雇用安定助成金(国) 賃金などを助成

雇用の維持を図るために労働者に休業、教育訓練または出向を行った場合に休業手当、賃金などの一部を助成します。日額上限は15,000円 ▶対象…中小企業、個人事業主、農林漁業経営体 ※雇用保険、労働者災害補償保険事業主に該当しない暫定任意適用事業所の農林漁業経営体は8月17日⑩までに北陸農政局新潟県拠点(☎025-228-5211)から証明書を取得してください ▶申請・問合せ…8月31日⑩までにハローワーク上越(☎025-523-6121部門コード31#)へ

8 上越市雇用調整助成金 申請費補助金(市)

申請に係る委託料を補助 雇用調整助成金または緊急雇用安定助成金の申請に必要な書類を社会保険労務士等に委託した場合の委託料の2分の1(従業員20人以下の事業者は10分の10)を補助します。▶対象…市内に主たる事業所を有する事業者 ▶申請・問合せ…9月30日⑩(消印有効)までに産業政策課(☎025-526-5111、内線1755)へ

9 各種労働問題の相談 解雇、雇止めなどの労働問題に関する相談は下記へ 上越労働基準監督署内 上越総合労働相談コーナー(☎025-524-2111)

(抜粋)

新型コロナウイルス感染症に係る 経済対策・生活支援制度一覧

〇 審議会諮問案件

令和2年7月1日9時00分更新

上越市

目次

個人の皆さま向け

No.	実施	名称等	頁
1	市	特別定額給付金	1
2	市	住居確保給付金	1
3	市	子育て世帯への臨時特別給付金	1
4	市	ひとり親家庭等支援給付金	1
5	市	学業継続支援給付金	2
6	市他	傷病手当金の支給	2
7	他	緊急小口資金	2
8	他	総合支援資金	2
9	市	上越市奨学金	3
10	市	就学援助制度	3
11	他	日本学生支援機構奨学金	4
12	市	上越学生寮奨学金	4
13	市	上越市定住促進奨学金の返還猶予	4
14	市	水道料金の減免	4
15	市	国民健康保険料の減免	5
16	市	介護保険料の減免	5
17	国	国民年金保険料の免除・納付猶予	5
18	市	納税猶予の特例制度	6
19	国	住宅借入金等特別控除	6
20	市	ガス・水道・下水道等料金の支払い猶予	6
21	市	介護保険料の徴収猶予	6
22	国	国民年金保険料学生納付特例	7
23	市	下水道事業受益者負担金(分担金)の徴収猶予	7
24	市	市が設置した浄化槽使用料の支払い猶予	7
25	県	「つなぐ、にいがた。」県民宿泊キャンペーン	8
26	国	チケットの払戻請求権の放棄を寄附金控除の対象とする税制改正	8
27	国	文化芸術・スポーツ活動の継続支援	9

事業者の皆さま向け

No.	実施	名称等	頁
28	国	持続化給付金	10
29	市	上越市事業者応援給付金	10
30	国	雇用調整助成金、緊急雇用安定助成金(新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例)	10
31	市	上越市雇用調整助成金申請費補助金	10
32	国	特別家賃支援給付金(調整中)	11
33	市	上越市店舗等改装促進事業補助金(新型コロナウイルス対応型)	11
34	県	新潟県新型コロナウイルス感染拡大防止対策推進支援金(三密対策支援金)	11
35	市	信用保証協会保証料補助金	11
36	市	利子補給補助金	11
37	国	小学校休業等対応助成金	12
38	市	新型コロナウイルス感染症対策プレミアム付商品券発行支援事業	12
39	市	プレミアム付タクシー券発行事業補助金	12
40	市	上越市宿泊事業者応援緊急対策事業補助金	12
41	市	上越市宿泊事業者プロモーション・プログラム開発事業補助金	12
42	県	新潟県セーフティネット資金(新型コロナウイルス感染症対策特別融資)	13
43	県	新潟県新型コロナウイルス感染症対応資金	13
44	市	水道料金の減免	13
45	市	生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充・延長	13
46	市	中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税等の軽減措置	13
47	市	納税猶予の特例制度	13
48	市	ガス・水道・下水道等料金の支払い猶予	14
49	市	市が設置した浄化槽使用料の支払い猶予	14
50	市	路上利用に伴う道路占用許可基準の緩和	14
51	県	にいがた結(むすぶ)プロジェクト	14
52	国	文化芸術・スポーツ活動の継続支援	15
53	国	文化芸術収益力強化事業	15
54	国	コンテンツグローバル需要創出促進補助金	15
55	国	大規模感染リスクを低減するための高機能換気設備等の導入支援事業(環境省補助金)	16

No.	区分	実施	名称等	概要	実施目的・状態	対象者区分	対象者	申請先	申請先問合せ	市担当課	市担当課問合せ
1	給付	市	特別定額給付金	給付額：1人当たり10万円（世帯主の口座に、世帯員全員分を振込） 申請受付期間：令和2年5月15日～8月14日（消印有効） 5/16（土）までに申請書を対象世帯主に郵送 5/21（水）～オンライン申請分、5/28（木）～郵送申請分の口座振込を開始	全ての市民の方に	個人	令和2年4月27日（基準日）に、市の住民基本台帳に登録されている人	総務管理課 特別定額給付金事務室	025-526-5111	総務管理課 特別定額給付金事務室	025-526-5111
2	給付	市	住居確保給付金	家賃の一部又は全部を世帯の収入状況により給付 支給額（上限）：世帯人数と世帯収入により世帯者32,000円、2人世帯38,000円、3～5人世帯42,000円、6人世帯45,000円、7人世帯50,000円 支給期間：原則3カ月、最長9カ月 支給方法：大家・不動産屋など貸主の口座へ振込み	住居を確保しつづつ、就労による自立を支援する	個人	離職・廃業、やむを得ない休業・勤務時間の減等により経済的に困窮し、住居を喪失している又は喪失するおそれのある人で次の①～④に該当する人 ①収入：世帯の収入合計額が世帯人数別の基準額以内 ②資産：世帯の預貯金・現金等の合計が基準額以内 ③就労：月1回以上、自立相談支援機関の就労支援を受ける。（当分の間、活動報告書の提出で可）※自営業、フリーランス、学費や生活費を自分で賄っている学生も対象	福祉課	025-526-5111 (内線1679)	福祉課	025-526-5111 (内線1679)
3	給付	市	子育て世帯への臨時特別給付金	・支給を受けるにあたって申請は不要 ※ただし、公務員については、所属庁が支給対象者の証明をした上で、市に申請が必要 ・支給額：児童手当の受給者に対し、対象児童1人につき1万円 ・支給方法：児童手当の指定口座へ振り込み ・支給時期：令和2年5月27日（水）支給予定 ※公務員については、市へ申請後に随時支給	子育て世帯の方々に	個人	0歳から中学生の児童手当支給対象児童（基準日：令和2年3月31日） ※平成16年4月2日から令和2年3月31日までに生まれた児童 ※児童を養育している人の所得が限度額以上の特別給付対象児童は除く	こども課	025-526-5111 (内線1711)	こども課	025-526-5111 (内線1711)
4	給付	市	ひとり親家庭等支援給付金	・支給を受けるにあたって申請は不要 ・支給額：児童扶養手当1か月分（令和2年4月分の児童扶養手当支給額と同額） ・支給方法：児童扶養手当の指定口座へ振り込み ・支給日：令和2年6月12日（金）支給予定	ひとり親家庭等の方々に	個人	令和2年4月分の児童扶養手当受給者 ※全部支給停止の人は除く	こども課	025-526-5111 (内線1711)	こども課	025-526-5111 (内線1711)

No.	区分	実施	名称等	概要	実施目的・状態	対象者区分	対象者	申請先	申請先問合せ	市担当課	市担当課問合せ
5	給付	市	学業継続支援給付金	奨学金の給付又は貸与を受けている上越市出身又は上越市在住の大学生、専門学校生等に対し、一律5万円の学業継続支援給付金を支給する。 ・給付額：5万円（1回に限る）	アルバイト収入の減で学業継続が難しい	個人	(1) 給付対象者 大学、短期大学、高等専門学校、専修学校及び大学院に在籍している学生 (2) 給付要件 次のいずれにも該当するもの ①奨学金の給付又は貸与を受けていること。 ②市内在住又は上越市出身であること。 (3) 申請方法 申請者が所定の様式を記入し、必要書類を添付し、郵送又は電子メールで提出	福祉課	025-526-5111 (内線1685)	福祉課	025-526-5111 (内線1685)
6	給付	市、新潟県後期高齢者医療広域連合	傷病手当金の支給	新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止を図るため、国民健康保険及び75歳以上の後期高齢者医療制度に加入する被用者が感染した場合に休みやすい環境を整備することを目的に、対象となる被保険者に傷病手当金を支給する。 1日当たりの支給額：直近の継続した3カ月間の給与等収入の合計額を就労日数で除した金額の3分の2に相当する金額（給与等の全部又は一部を受けることができる場合は、支給額が調整されたり支給されない場合がある。） 対象期間：令和2年1月1日から令和2年9月30日までの間で働くことができない期間（入院が継続する場合は最長1年6カ月）	感染拡大防止及び休業補償	個人	国民健康保険の被保険者及び75歳以上の後期高齢者医療制度の被保険者のうち給与等の支払いを受けている人で、新型コロナウイルスに感染又は感染の疑いにより3日間を超えて働くことができず、その期間に対する給与等の支払いを受けられない人	国保年金課	025-526-5111 (内線1661、1138)	国保年金課	025-526-5111 (内線1661、1138)
7	貸付	社会福祉協議会 労働会庫	緊急小口資金	緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、費用の貸付を行う。 ・貸付上限額 10万円以内（※学校等の休業、個人事業主等の特例 20万円以内） ・据置期間 1年以内 ・償還期間 2年以内 ・貸付利率 無利子	生活資金の貸付	個人	新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯	上越市社会福祉協議会 新潟県労働会庫本店 ※5月28日以降、高田郵便局、直江津郵便局でも申請可能	上越市社会福祉協議会 025-526-1515	福祉課	025-526-5111 (内線1849)
8	貸付	社会福祉協議会 労働会庫	総合支援資金	生活再建までの間に必要な生活費用の貸付を行う。 ・貸付上限額 (2人以上) 月20万円以内 (単身) 月15万円以内 ・据置期間 1年以内 ・償還期間 10年以内 ・貸付利率 無利子	生活資金の貸付	個人	新型コロナウイルスの影響を受け、失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯	上越市社会福祉協議会	025-526-1515	福祉課	025-526-5111 (内線1849)

個人情報業務登録票（報告）

課 名 共通

業務の名称	特別定額給付金給付業務
収集の目的	特別定額給付金を適切に給付するため (根拠法令：)
収集する個人情報項目	氏名、性別、住所、生年月日、電話番号、印影、国籍、続柄、人的関係、婚姻、死亡、後見情報、金融機関情報、家族構成、DV被害状況、虐待状況、本人確認情報
収集の時期	<input type="checkbox"/> 定期 <input checked="" type="checkbox"/> 随時
収集の方法	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 本人以外 <input type="checkbox"/> 法令等（根拠条項：) <input checked="" type="checkbox"/> 本人同意 <input type="checkbox"/> 出版、報道等 () <input type="checkbox"/> 緊急 <input checked="" type="checkbox"/> その他（市民課、福祉課、高齢者支援課、こども課、国保年金課、住民基本台帳）
保管の方法	<input checked="" type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 帳票 <input type="checkbox"/> 図画 <input type="checkbox"/> 磁気テープ <input type="checkbox"/> マイクロフィルム <input checked="" type="checkbox"/> 庁内LAN上のファイルサーバーの磁気ディスク <input checked="" type="checkbox"/> その他（総合福祉システム）
記録されている文書等の保存期間	<input type="checkbox"/> 1年 <input type="checkbox"/> 3年 <input checked="" type="checkbox"/> 5年 <input type="checkbox"/> 10年 <input type="checkbox"/> 長期 <input type="checkbox"/> その他 ()

【特別定額給付金給付業務の業務登録並びに障害者福祉サービス等に関する業務、介護保険業務、児童手当給付業務、国民健康保険被保険者資格異動関係業務、住民基本台帳業務【DV等の被害者保護支援措置】及び総合相談支援業務の目的外利用登録並びに特別定額給付金給付業務の業務委託登録について】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に対する緊急経済対策の一環として、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うため、特別定額給付金を給付するに当たり、対象者の捕捉、申請受付、審査及び給付に必要な個人情報の業務登録、目的外利用登録及び業務委託登録を行うもの

特別定額給付金給付業務の概要について

1 業務の名称 特別定額給付金給付業務

2 業務の概要

(1) 実施目的

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に対する緊急経済対策の一環として、基準日において本市に住所がある世帯主に対し、特別定額給付金を給付する。

(2) 業務内容

基準日（令和2年4月27日）において、当市の住民基本台帳に記録されている人に対して、申請書様式を発送するとともに、受給資格の有無を審査し、支給対象者1人につき10万円を給付する。

3 収集する個人情報の項目

氏名、性別、住所、生年月日、電話番号、印影、国籍、続柄、人的関係、婚姻、死亡、後見情報、金融機関情報、家族構成、DV被害状況、虐待状況、本人確認情報

4 収集の方法

本人、本人同意、市民課、福祉課、高齢者支援課、こども課、国保年金課、住民基本台帳

5 収集開始日

令和2年4月27日

6 報告の理由

特別定額給付金の制度の概要が4月下旬に決まり、迅速かつ的確に支給する当該給付金の趣旨を踏まえ、早急に対象者を取りまとめる必要があったため、審議会への諮問及び答申を経る時間的余裕がなかったもの

目的外利用

保有個人情報

登録票（報告）

外部提供

課名 業務の名称欄に記載

業務の名称	① 障害福祉サービス等に関する業務（福祉課）	② 介護保険業務（高齢者支援課）	③ 児童手当支給業務（こども課）	④ 国民健康保険被保険者資格異動関係業務（国保年金課）
利用又は提供する目的	特別定額給付金の申請書の送付に当たり、住民基本台帳に登録されている住所に居住しておらず返送となった申請・受給権者に対して、居住先を把握し、速やかに、かつ確実に再送付を行い、特別定額給付金を適切に支給するため			
利用又は提供する保有個人情報の項目	氏名、性別、住所、生年月日			
利用又は提供する方法	<input checked="" type="checkbox"/> 閲覧 <input checked="" type="checkbox"/> 文書による通知、複写 <input checked="" type="checkbox"/> コンピュータ処理等 <input type="checkbox"/> その他（ ）			
利用又は提供する相手先	名称	総務管理課		
	業務の名称	特別定額給付金給付業務		
利用又は提供する期間	令和2年4月27日から業務終了まで			

障害者福祉サービス等に関する業務、介護保険業務、児童手当支給業務及び国民健康保険被保険者資格異動関係業務の目的外利用登録について

1 業務の名称	① 障害福祉サービス等に関する業務(福祉課)	② 介護保険業務(高齢者支援課)	③ 児童手当支給業務(こども課)	④ 国民健康保険被保険者資格異動関係業務(国保年金課)
2 業務の概要	(1) 実施目的 障害者に対し障害福祉サービス等を提供するため (2) 業務内容 障害者の心身障害状況等を把握し、障害福祉サービス等を提供する。	(1) 実施目的 介護を必要とする人が適切な介護サービスを受給できるよう、訪問調査及び要介護認定を行うため (2) 業務内容 被保険者の資格管理、要介護(要支援)認定、保険給付・受給者管理、サービス事業者の指導、介護保険事業計画の策定・進行管理、保険料の算定・徴収等を行う。	(1) 実施目的 要援護高齢者の把握、支給事業の実施のため (2) 業務内容 援護を必要とする高齢者の健康状態等を把握し、各種サービスを提供する。	(1) 実施目的 国民健康保険被保険者資格の異動関係について把握するため (2) 業務内容 国民健康保険被保険者資格の異動関係業務を処理する
3 利用又は提供する個人情報項目	氏名、性別、住所、生年月日			
4 利用又は提供できる理由	特別定額給付金を適切に支給することに公益上の必要があるため			
5 利用又は提供する方法	閲覧、文書による通知、複写、コンピュータ処理等			
6 利用又は提供する相手先の業務の概要	(1) 業務の名称 特別定額給付金給付業務 (2) 業務の概要 新型コロナウイルス感染症による経済的影響への緊急経済対策の一環として本市に住所がある世帯主に給付する特別定額給付金の対象者について審査し、支給する。			
7 利用期日又は提供開始日	令和2年4月27日			
8 報告の理由	特別定額給付金の制度の概要が4月下旬に決まり、迅速かつ的確に支給する当該給付金の趣旨を踏まえ、早急に対象者に申請書を送付する必要があるため、審議会への諮問及び答申を経る時間的余裕がなかったもの			

目的外利用

保有個人情報

登録票（報告）

外部提供

課名 業務の名称欄に記載

業務の名称	⑤ 住民基本台帳業務【DV等の被害者保護支援措置】（市民課）	⑥ 総合相談支援業務（共通）
利用又は提供する目的	特別定額給付金の申請書の送付に当たり、住民基本台帳に登録されている住所に居住しておらず返送となった申請・受給権者に対して、居住先を把握し、速やかに、かつ確実に再送付を行い、特別定額給付金を適切に支給するため	
利用又は提供する保有個人情報の項目	氏名、住所、生年月日、続柄、DV被害状況	氏名、性別、住所、生年月日、DV被害状況、虐待状況
利用又は提供する方法	<input checked="" type="checkbox"/> 閲覧 <input checked="" type="checkbox"/> 文書による通知、複写 <input checked="" type="checkbox"/> コンピュータ処理等 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
利用又は提供する相手先	名称	総務管理課
	業務の名称	特別定額給付金給付業務
利用又は提供する期間	令和2年4月27日から業務終了まで	

住民基本台帳業務【DV等の被害者保護支援措置】及び総合相談支援業務の目的外利用登録について

1 業務の名称	⑤ 住民基本台帳業務【DV等の被害者保護支援措置】(市民課)	⑥ 総合相談支援業務(共通)
2 業務の概要	(1) 実施目的 住民に関する記録を統一的に 行い、住民の利便を増進すると ともに、国及び地方公共団体の 行政の合理化に資するため (2) 業務内容 住民に関する記録を統一的に 行い、住民の利便を増進すると ともに、国及び地方公共団体の 行政の合理化に資する。	(1) 実施目的 複数の課が関係する複合的な 相談又は家庭環境等に複雑な 要因があるケースについて、多 様な専門職種が協力して家族 単位で支援するため。 (2) 業務内容 複数の課が関係する複合的な 相談を行う。
3 利用又は提供 する個人情報 の項目	氏名、住所、生年月日、続柄、DV被害状況	氏名、性別、住所、生年月日、DV被害状況、虐待状況
4 利用又は提供 できる理由	特別定額給付金を適切に支給することに公益上の必要があるため	
5 利用又は提供 する方法	閲覧、文書による通知、複写、コンピュータ処理等	
6 利用又は提供 する相手先の 業務の概要	(1) 業務の名称 特別定額給付金給付業務 (2) 業務の概要 新型コロナウイルス感染症による経済的影響への緊急経済対策の一環として本市に住所がある世帯主に給付する特別定額給付金の対象者について審査し、支給する。	
7 利用期日又は 提供開始日	令和2年4月27日	
8 報告の理由	特別定額給付金の制度の概要が4月下旬に決まり、迅速かつ的確に支給する当該給付金の趣旨を踏まえ、早急に対象者に申請書を送付する必要があるため、審議会への諮問及び答申を経る時間的余裕がなかったもの	

個人情報取扱業務委託登録票（報告）

課 名 総務管理課

委託する業務の名称	特別定額給付金給付業務
委託する相手先	受託業者
委託する理由	業務の効率化を図るため
委託する期間	令和2年5月1日から令和2年5月12日まで
取り扱う個人情報の項目	氏名、住所、生年月日、国籍、続柄、DV被害状況
個人情報の提供方法	電子ファイル
個人情報保護に係る委託条件	機密保持に関する事項、再委託の禁止又は制限に関する事項、契約違反した場合における契約解除等の措置及び損害賠償に関する事項

特別定額給付金給付業務の概要について

1 業務の名称 特別定額給付金給付業務

2 業務の概要

(1) 実施目的

新型コロナウイルス感染症による緊急経済対策の一環として基準日において当市に住所がある世帯主に給付する特別定額給付金を給付する。

(2) 業務内容

基準日（令和2年4月27日）において、当市の住民基本台帳に記録されている人に対して、令和2年5月以後に申請を受け付け、受給資格の有無を審査し、支給対象者1人につき10万円を給付する。

3 取り扱う個人情報の項目

氏名、住所、生年月日、国籍、続柄、DV被害状況

4 委託する期間

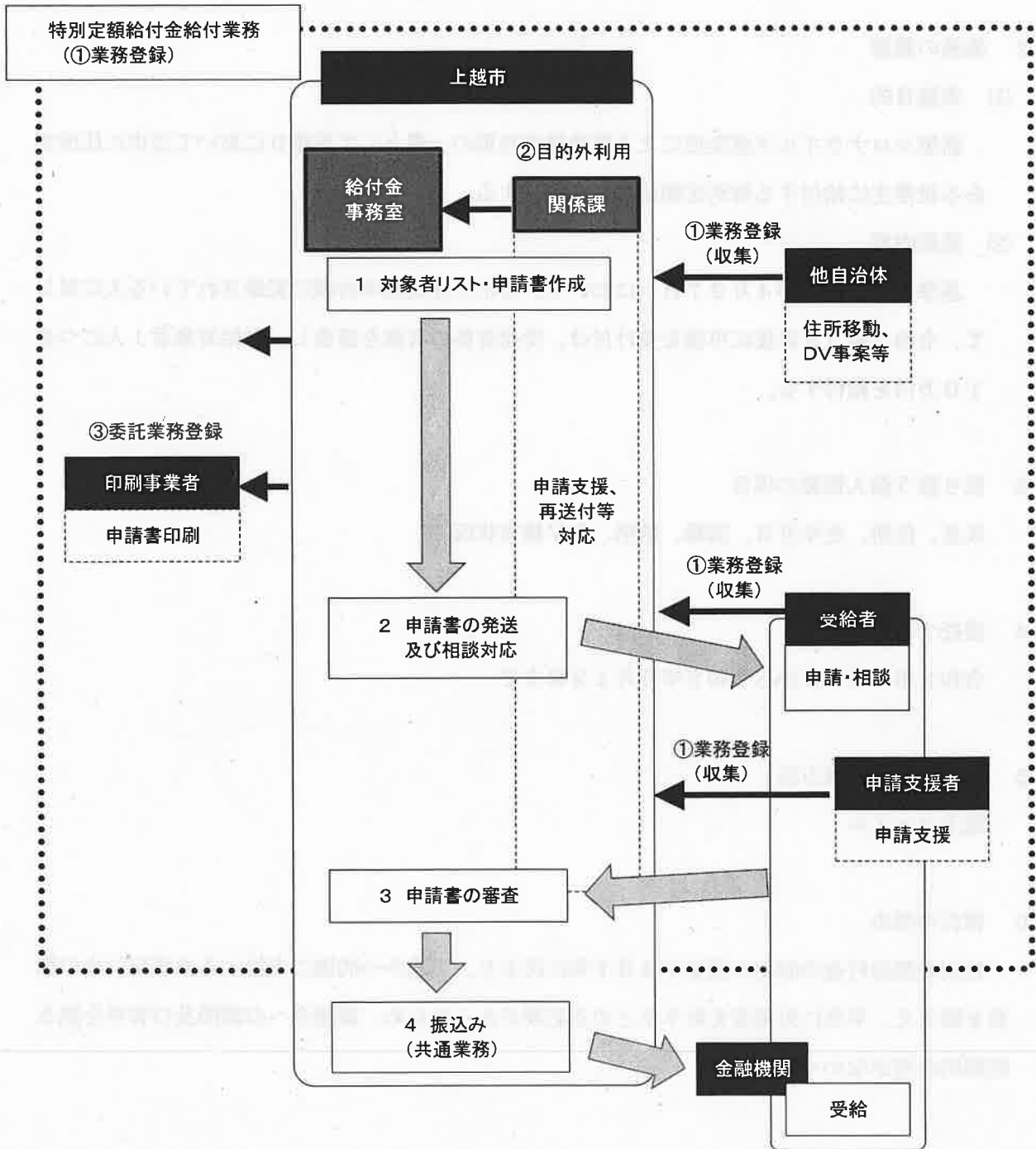
令和2年5月1日から令和2年5月12日まで

5 個人情報の提供方法

電子ファイル

6 報告の理由

特別定額給付金の制度の概要が4月下旬に決まり、迅速かつ的確に支給する当該給付金の趣旨を踏まえ、早急に対象者を取りまとめる必要があったため、審議会への諮問及び答申を経る時間的余裕がなかったもの



上越市特別定額給付金給付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うため、予算の範囲内で給付する上越市特別定額給付金（以下「定額給付金」という。）の給付に関し、上越市補助金交付規則（昭和46年上越市規則第56号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(給付対象者)

第2条 定額給付金の給付対象者（以下「給付対象者」という。）は、令和2年4月27日（以下「基準日」という。）において、次のいずれかに該当する人とする。

- (1) 本市の住民基本台帳に記録されている人（基準日以前に、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条の規定により住民票を消除されていた人で、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市区町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて本市の住民基本台帳に記録されることとなったもの及び基準日以前に出生した戸籍を有しない人で、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市区町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、住民基本台帳に記録されている人に準ずるものとして、市長が認めるものを含む。）
- (2) その他市長が特に必要と認める人

(申請・受給権者)

第3条 定額給付金を申請し、又は受給することができる人（以下「申請・受給権者」という。）は、次に掲げる人とする。

- (1) 給付対象者の属する世帯の世帯主（ただし、当該世帯主が基準日以降に死亡した場合において、他の世帯構成者がいる場合には、その中から新たに当該世帯の世帯主となった人（これにより難しい場合は、死亡した世帯主以外の世帯構成者等のうちから選ばれた人））
- (2) 特別定額給付金給付事業費補助金交付要綱（令和2年4月30日付け総行政第78号総務大臣通知）及び特別定額給付金給付事業実施要領（令和2年4月30日付け総務省自治行政局地域政策課特別定額給付金室長事務連絡）に基づき、その他市長が特に必要と認める人

(給付額)

第4条 定額給付金の給付額は、給付対象者1人につき10万円とする。

(給付対象者リストの作成)

第5条 市長は、定額給付金の給付に当たり、給付対象者、申請・受給権者ごとの給付額、住民基本台帳における住所等を記載した給付対象者リスト（以下「リスト」という。）を作成する。

（給付申請期限等）

第6条 定額給付金の給付の申請受付開始日は、令和2年5月15日とする。ただし、第7条第2項第2号による申請は、令和2年5月7日から受け付けるものとする。

2 定額給付金の給付の申請期限は、令和2年8月14日までとする。この場合において、郵便により行われる申請については、同日の消印のあるものをもって有効とする。

3 前項に定める日までに申請がなかった場合は、申請・受給権者が定額給付金の受給を辞退したものとみなす。

（申請の方法等）

第7条 市長は、リストに基づき、申請・受給権者に対し、別に定める特別定額給付金申請書（以下「申請書」という。）を送付する。

2 申請・受給権者は、定額給付金の給付を受けようとするときは、次に掲げるいずれかの申請方法により申請しなければならない。

(1) 郵送申請方式 申請・受給権者が、前項により送付された申請書に氏名、現住所、生年月日及び振込先口座情報等を記入し、振込先口座の確認書類及び本人確認書類の写しとともに本市に郵送又は持参する方式をいう。

(2) オンライン申請方式 マイナンバーカードを所有する申請・受給権者がマイナポータル上の定額給付金の申請画面から世帯主及び世帯員の情報並びに振込先口座情報を入力した上で、振込先口座の確認書類をアップロードすることにより、電子申請（電子署名により本人確認を実施し、本人確認書類は不要）を行う方式をいう。

3 市長は、前項により申請があったときは、これを審査し、定額給付金の給付を決定したときは、別に定める方法により通知し、及び給付を行うものとする。

4 第2項の場合において、市長は、申請内容の審査に特に必要があると認めるときは、同項に規定するもののほか、必要な書類の提出を求めることができる。

（代理による申請等）

第8条 申請・受給権者は、次に掲げる人に対し、定額給付金の給付に係る申請及び受給を委任することができる。

(1) 基準日時点での申請・受給権者の属する世帯の世帯構成者

(2) 法定代理人

(3) 親族その他の平素から申請・受給権者本人の身の回りの世話をしている人等で市長が

特に認める人

2 前項の規定による委任を受けた人（以下「代理人」という。）は、申請書を提出しようとするときは、申請・受給権者からの委任状（申請書の代理申請を行う場合の欄への記入を含む。以下同じ。）を提出しなければならない。ただし、市長が特に認める場合は、委任状の提出を省略することができる。

3 市長は、代理人が第1項第1号に掲げる人である場合にあってはリストにより、同項第2号及び第3号に掲げる人である場合には、別に定める方法により、代理権の有無を確認するものとする。

4 第2項の場合において、市長は、申請内容の審査に特に必要があると認めるときは、同項に規定するもののほか、必要な書類の提出を求めることができる。

（定額給付金の給付の方法）

第9条 市長は、定額給付金の給付について、申請・受給権者の本人又は代理人の名義の口座への振込みにより行うものとする。ただし、市長は、真にやむを得ない場合に限り、窓口における給付を認めるものとする。

（支払不能等の場合の再申請）

第10条 市長は、申請書の不備その他の申請・受給権者の責めに帰すべき理由により、給付の決定を行うことができず、又は給付を行えなかった場合は、申請・受給権者に対し、可能な限り当該理由を知らせ、再度申請書の提出を求めるものとする。

（実績報告の特例）

第11条 規則第8条第1項の規定による実績報告は、第7条第2項の規定により市長に申請を行い、給付の決定を受けることにより行うものとする。

（不当利得の返還）

第12条 市長は、偽りその他不正の手段により定額給付金の給付を受けた人があるときは、既に給付を受けた定額給付金の返還を求めることができる。

（受給権の譲渡及び担保供与の禁止）

第13条 給付対象者は、定額給付金の給付を受ける権利を、譲り渡し、又は担保に供することができない。

（給付の周知等）

第14条 市長は、定額給付金の給付に当たり、給付対象者及び申請・受給権者の要件、申請の方法、申請締切日等の事業の概要について、広報その他の方法により市民への周知に努めるものとする。

（その他）

Q15 代理申請・受給にはどのような手続きが必要ですか。

A15 代理人が給付金の申請・受給を行うときは、申請書、受給権者（世帯主）と代理人の本人確認書類の写し、振込先金融機関口座確認書類の写しに加え、委任状（申請書下部の「代理申請・受給」欄への記載を含む）を提出してください。

<代理申請・受給ができる者の範囲>

- ①基準日（4月27日）時点での申請・受給対象者の属する世帯の世帯構成者
- ②法定代理人（成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人など）
- ③親族その他の平素から申請・受給対象者本人の身の回りの世話をしている者等（下図参照）

申請・受給が 困難な受給権者	身の周りの世話を している者等 (代理申請者)	確認方法 (添付資料の追加等)
単身世帯で寝たきりの者や認知症の者など	民生委員、自治会長、親類の者その他平素から世帯主本人の身の周りの世話をしている者	平素から身の周りの世話をしている者への口頭での質問等
老人福祉施設、児童養護施設・乳児院等及び知的・精神障害者施設の入所者	施設の職員	施設の職員への口頭での質問
里親制度を利用し、里親の住所地に単身世帯として住民登録されている里子	里親	里親であることを証する書類（措置決定通知書等）の提示等
配偶者からの暴力を受けているDV被害者	民間支援団体	本人と代理人との関係を説明する書類や、民間支援団体の職員であることを証する書類の提示・写しの添付
留置施設・刑事施設に留置・収容されている未決拘禁者	弁護士	本人と代理人との関係を証する書類の提示

Q16 子どもが基準日（4月27日）以前に生まれ、出生届を4月28日以後に提出しましたが、給付金を受給できますか。

A16 出生届を提出いただくことにより、基準日以前の出生を住民基本台帳に反映するため、給付の対象となります。この場合、申請書の給付対象者欄には新生児の情報が記入されていないので、朱書きで追記してください。

※4月28日以後に出生した子どもは、給付対象外

申請者本人確認書類 写し貼り付け

- ・運転免許証のコピー
- ・マイナンバーカードのコピー
- ・健康保険証のコピー
- ・年金手帳のコピー 等

※ 代理申請（受給）を行う場合は、代理人の本人確認の写しも添付してください。

振込先金融機関口座確認書類 写し貼り付け

通帳（口座番号が書かれた部分）のコピー
または
キャッシュカードのコピー 等

チェックリスト

(以下の項目について必ず御確認の上、確認後はチェック欄 (□) に✓を入れてください。)

- ①御記入いただきました項目に記載漏れ、記載誤りがないか再度御確認ください。
- ②特に、御記入いただいた通帳番号と添付した通帳等のコピーの番号が一致することを御確認ください。
- ③添付資料に漏れがないか御確認ください。

記入例

特別定額給付金申請書

申請日 令和 2 年 5 月 15 日
令和2年4月22日時点の住所所在市区町村
上越 市区町村長



○世帯主 (申請・受給者)

氏名 ジョウエツ タロウ 上越 太郎	住所 上越市木田1丁目1番3号 日中に連絡可能な電話番号 025 (526) 5111	生年月日 昭和・大正・昭和・平成 60年10月1日
--------------------------	---	---------------------------------

- 下記の事項に同意の上、特別定額給付金を申請します。
- ① 受給資格の確認に当たり、公簿等で確認を行うことがあります。
 - ② 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出をお願いします。また、他の市区町村に居住地の確認をさせていただくことがあります。
 - ③ 市区町村が、下記に記載された受取口座に振込手続後、記載間違い等の事由により振り込みが完了せず、かつ、申請受付開始日から3か月後の申請期限までに、市区町村が、世帯主（申請・受給者）又はその代理人に連絡・確認できない場合には、市区町村は当該申請を取り下げられたものとみなします。
 - ④ 他の市区町村で特別定額給付金を受給した場合には、返還をしていただきます。
 - ⑤ 住民基本台帳に記録されている者の属する世帯の世帯主以外の世帯員が、一定の事由により、特別定額給付金を受給していることが判明した場合には、返還をしていただきます。

○給付対象者 (下記の記事内容を御確認ください。もし記載の誤りや右欄で受給を希望しない方があれば、朱書きで訂正してください。)

氏名	続柄	生年月日	
1 上越 太郎	世帯主	昭和60年10月1日	<input type="checkbox"/>
2 上越 花子	妻	平成2年4月1日	<input type="checkbox"/>
3 上越 直子	子	令和元年12月31日	<input type="checkbox"/>
4			<input type="checkbox"/>
5			<input type="checkbox"/>
6			<input type="checkbox"/>
7			<input type="checkbox"/>
8			<input type="checkbox"/>
9			<input type="checkbox"/>
10			<input type="checkbox"/>
11			<input type="checkbox"/>
12			<input type="checkbox"/>
13			<input type="checkbox"/>
合計金額	300,000 円		

○受取方法 (希望する受取方法 (下記A又はB) のチェック欄 (□) に「✓」を入れて、必要事項を御記入ください。)

☑ A 指定の金融機関口座 (世帯主 (申請・受給者) 又はその代理人の口座に限りです。) への振込を希望

【受取口座記入欄】 (長期間入金のない口座を記入しないでください。)

金融機関名 (ゆうちょ銀行を除く)	支店名	支店番号	口座番号 (12桁)	口座名義
新潟	上越	1234	5678	上越 太郎

ゆうちょ銀行	支店番号	口座番号	口座名義
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見附き左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号をお書きください。	10		

□ B 本申請書を窓口で提出し、後日、給付 (この場合は、申請書の郵送の必要はありません。)(金融機関の口座がない方や金融機関から着しく離れた場所に住んでいる方が対象となります。)

【代理申請 (受給) を行う場合】

代理人 氏名	申請者との 関係	代理人生年月日	代理人住所
		昭和・大正・昭和・平成 年 月 日	日中に連絡可能な電話番号 ()
上記の者を代理人と認め、特別定額給付金の申請・請求を委任します。 申請・請求及び受給		委任代理の場合、委任方法の資料は不要です。	署名 (又は記名押印) 世帯主氏名